

横手市農業委員会

令和3年度 第3回

農業委員会総会議事録

令和3年5月17日

令和3年度 第3回横手市農業委員会総会議事録

令和3年5月17日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市条里南庁舎に招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について
4. 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
5. 議案第10号 農用地利用集積計画審議について
6. 議案第11号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積の別段面積の設定について
7. 議案第12号 非農地証明願いの証明申請について
8. 報告第3号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1	平良木 保	欠	13	高瀬 俊作	出
2	木村 由美子	出	14	伊藤 亨	出
3	菅原 一太郎	出	15	高橋 尚也	出
4	佐藤 仁	出	16	佐藤 省美	出
5	堀江 一彦	出	17	佐々木 由紀子	出
6	佐藤 勇	出	18	吉田 豊	出
7	遠藤 タミ子	出	19	高橋 康弘	出
8	丹波 賢太郎	出	20	高橋 正也	出
9	小笠原 夏子	出	21	佐藤 真志子	出
10	吉田 和儀	欠	22	千葉 肇	出
11	近江 清廣	出	23	齊藤 龍平	出
12	佐々木 秀一	出	24	飯野 正和	出

当日の欠席委員

1番 平良木 保 委員
 10番 吉田 和儀 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	高	橋	英	樹
	事務局長代理兼総務係長	塩	田	正	秋
	農地振興係長	佐	藤	正	人
	総務係副主査	鈴	木	郁	哉
	農地振興係主査	片	野	松	浩
	農地振興係副主査	佐	藤	夏	美
増田地域局					
平鹿地域局	農委事務局主査	佐	藤	雅	彦
雄物川地域局	農委事務局主査	齊	藤	勇	人
大森地域局	農委事務局主査	柴	田	正	之
十文字地域局	農委事務局主査	高	橋	美	紀子
山内地域局	農委事務局主査	藤	田		潤
大雄地域局					

議長

ただいまの出席者数は22名であります。

「横手市農業委員会総会会議規則」第11条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第3回横手市農業委員会総会を開会いたします。

議長

日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第22条第2項により、当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、当職より

6番 佐藤 勇 委員

7番 遠藤 タミ子 委員

の両名を指名いたします。

日程2、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書は2ページになります。申請案件は7件です。

「1番」は横手地域局から、「1番」は共有持分の贈与です。

「2番」は増田地域局から、「2番」は賃借権設定による規模拡大です。3ページに跨ります。「3番」から「5番」は大森地域局から、「3番」は親族への贈与です。「4番」は「3番」の申請地との合作地であり、譲渡人が高齢のため贈与するものです。「5番」は、買受による規模拡大です。

「6番、7番」は大雄地域局から、「6番、7番」は買受による規模拡大です。

以上、配布しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号13番から19番に記載されているとおり、農地法第3条第2項第1号から第7号の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第7号」について、

議長

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第7号」については許可することに決定いたします。

日程3、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書6ページをご覧ください。本案件は1件です。横手地域局管内からのものです。

農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」と判断されます。

事業概要は、申請人は平成18年に設立された農事組合法人で主に水稲、大豆、野菜の栽培、水稲苗の販売、農作業の受託を行っており、現在、栽培、受託面積は約280haになります。近年、高齢で担い手がない農家からの農作業の受託及び小作契約が増加しており、これらに対応するべく農作業機械、農業資材等を増やしてきておりますが、育苗箱の保管場所、パレット置場、トラクター置場、従業員の駐車場が不足しておりました。これらを確保する必要が生じたことから、今般、既存の敷地と市道を挟んで隣接している申請地について、農具倉庫及び資材置場とするため、申請するものです。

土地概要は、秋田自動車道の横手北スマートインターチェンジから西に約570mに位置しており、地目は登記も現況も「田」となっております。また、東側、北側、西側は市道、南側は、水路を介して農地となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、定期貯金証書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は市道側溝に流下させるとのことです。

被害防除は、盛土・造成は約30cmで、法面を保護し、周囲に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区及び秋田県南旭川水系土地改良区より、さしつかえない旨の意見書が提出されております。

その他、横手市より5月7日付けにて農用地区域に含めない現況農用地等の土地である旨、公告がされております。

現地調査は、5月6日、高橋尚也委員、佐藤省美委員、日野清和推進委員と事務局で実施しております。

本案件は、一部許可を得ずに転用されており、違法状態を解消するため、始末書の提出を経て、このたび追認の転用許可申請をするものです。「第1種農地」ではありますが、農業用施設に供するものであり、農地法施行令第4条第1項第2号のイの規定により、不許可の例外に該当するものと考えます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員

議長

から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第8号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第8号」については許可することに決定いたします。

日程4、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明します。議案書10ページをお開きください。

「1番」は、横手地域局管内から、農地区分は、都市計画法による用途区域内であることから「第3種農地」と判断されます。

事業概要は、譲受人は借家住まいであり、同居を目的に申請地に一般住宅を建築するために申請するものです。

土地概要は、横手市公文書館より北東に約560mに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。また、北側、東側は宅地、西側は市道、南側は農地となっております。

資金計画は、全額借入金で対応するとのことで、融資事前審査結果回答書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道による排水、雨水排水は自然流下させるとのことです。

被害防除は、盛土・造成は行わず、緩衝地を設け建物の高さを加減し、周囲に影響がないようにするとのことです。

意見書は、管轄外のためありません。

その他として、譲受人2名の持分についてですが、それぞれ2分の1となっております。

現地調査は、4月30日、高瀬俊作委員と事務局で実施しております。

「2番」も横手地域局管内からです。農地区分は、都市計画法による用途区域内であることから「第3種農地」と判断されます。

事業概要は、譲受人は借家住まいであり、今般、申請地に一般住宅を建築するために申請するものです。

土地概要は、横手市民会館より北に約330mに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。また、北側は一部宅地、一部農地、西側と南側は宅地、東側は市道となっております。

資金計画は、全額借入金で対応するとのことで、融資証明書により確

事務局

認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道による排水、雨水排水は自然流下させるとのことです。

被害防除は、盛土・造成は行わず、緩衝地を設け建物の高さを加減し、周囲に影響がないようにするとのことです。

意見書は、管轄外のためありません。

現地調査は、4月30日、高瀬俊作委員と事務局で実施しております。

続いて、12ページをご覧ください。「3番」は、平鹿地域局管内からです。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」と判断されます。

事業概要は、借受人は貸渡人の孫の夫であり、令和2年3月に青年等就農計画認定されております。今般、補助事業等を活用し、申請地において菌床シイタケ栽培施設を建設するため、申請するものです。

土地概要は、社会福祉法人下鍋倉保育所から北西に約1.3kmに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。申請地の北側、東側、南側は農地、西側は水路を介して市道となっております。

資金計画は、補助金及び借入金で対応するとのことです。補助金交付決定通知書及び融資決定通知書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は敷地内に側溝を敷設し、水路へ放流させるとのことです。

被害防除は、盛土・造成は行わず、緩衝地を設けることで周囲に影響がないよう配慮するとのことです。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区より同意の旨、提出されております。

その他として、横手市より農用地区域内に含めない現況農用地等の土地である旨、証明されております。

現地調査は、4月23日、菅原一太郎委員と事務局で実施しております。

なお本案件は、許可を得ずに転用されており、違法状態を解消するため、始末書の提出を経て、このたび追認の転用許可申請をするものです。

また、農地区分が「第1種農地」であります。農業用施設の用に供するものであることから、農地法施行令第11条第1項第2号のイの規定により、不許可の例外に該当するものと考えます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いいたします。

(特になし)

議長

特になさうですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

質問がないようですので、お諮りします。「議案第9号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。

議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、「議案第9号」については許可することに決定いたします。</p> <p>ここで、暫時休憩します。</p>
議長	<p>(暫時休憩)</p> <p>会議を再開します。</p> <p>日程5、議案第10号「農用地利用集積計画審議について」を上程します。</p> <p>はじめに、「整理番号536番」は、議席番号5番 堀江一彦委員の関連案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、当案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。</p>
議長	<p>(議席番号5番 堀江一彦委員 一時退席)</p> <p>それでは「整理番号536番」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書25ページになります。「整理番号536番」につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、5月18日付で農用地利用集積計画公告により農家に貸し付ける予定となっております。</p> <p>本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当するものと判断します。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号536番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「整理番号536番」については、承認することにいたします。</p> <p>退席者の入場を認めます。</p> <p>(議席番号5番 堀江一彦委員 着席)</p>

議長

次に、「整理番号 620 番」は、議席番号 23 番 齊藤龍平委員の関連案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、当案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。

(議席番号 23 番 齊藤龍平委員 一時退席)

議長

「整理番号 620 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 34 ページになります。「整理番号 620 番」につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、5 月 18 日付で農用地利用集積計画公告により農家に貸し付ける予定となっております。

本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。

以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 620 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 620 番」については、承認することにいたします。

退席者の入場を認めます。

(議席番号 23 番 齊藤龍平委員 着席)

議長

次に、「整理番号 622 番」は、議席番号 14 番 伊藤亨委員の関連案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、当案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。

(議席番号 14 番 伊藤亨委員 一時退席)

議長

「整理番号 622 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 34 ページになります。「整理番号 622 番」につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、5 月 18 日付で農用地利用集積計画

公告により農家に貸し付ける予定となっております。

本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。

以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 622 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 622 番」については、承認することいたします。

退席者の入場を認めます。

(議席番号 14 番 伊藤亨委員 着席)

議長

次に、議事参与案件を除く「整理番号 455 番」から「整理番号 679 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 16 ページ、はじめに所有権移転になります。「整理番号 455 番」から「整理番号 457 番」の 3 件につきましては、秋田県農業公社が買い入れるもので、令和 3 年 6 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。「整理番号 458 番」から「整理番号 461 番」の 4 件につきましては、秋田県農業公社から農家が買い入れるものです。

続きまして、利用権設定です。議案書 17 ページになります。「整理番号 462 番」から議案書 23 ページの「整理番号 523 番」までの 62 件につきましては、内訳としまして、新規設定が 19 件、再設定が 43 件となっております。

議案書 23 ページの「整理番号 524 番」から議案書 41 ページの「整理番号 679 番」までの議事参与案件および欠番を除く 151 件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、5 月 18 日付で農用地利用集積計画公告により農家に貸し付ける予定となっております。

相続人代表による設定については、それぞれ必要な人数の同意を得ていることを確認しております。

本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。

以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。議事参与案件を除く「整理番号 455 番」から「整理番号 679 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与案件を除く「整理番号 455 番」から「整理番号 679 番」については、承認することにいたします。

以上をもちまして、「議案第 10 号」については「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。

議長

日程 6、議案第 11 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積の別段面積の設定について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 11 号についてご説明いたします。議案書は 43 ページになりますが、別紙でお配りしております「議案第 11 号別紙資料」によりご説明いたしますので、そちらをご覧ください。

農地法により、農地取得等の申請があった場合、申請者の権利取得後の経営面積が、法令で定める下限面積 50a 以上にならないと許可できないこととなっておりますが、必要に応じて下限面積の別段面積というものを設定することができることとなっております。

この別段の面積を設定する場合には、設定する地区における別段の面積未滿の農家の割合が、概ね 4 割以上となるように設定すること、遊休農地が多い地区では、新規就農が促進されるように設定すること等の要件が定められております。

「設定する地区における別段の面積未滿の農家の割合が、概ね 4 割以上となるように設定すること」という部分ですが、具体的には、別段の面積を 30 アールと設定するには、経営耕地面積 30 アール未滿の農家が、全農家数の 4 割以上でなければならないということです。

この要件と照らし合わせ検討したところ、当市では経営耕地面積 50 a 未滿の農家が、全農家数の 10.5%であり、農地法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号で定める基準の 40%を大きく下回っております。

また、遊休農地面積が経営耕地面積の 0.05%と少なく、新規就農を促進する観点からも特別、経営面積を少なくする必要がないものとして、下限面積の別段面積は設定しないこととしたものです。

参考までに、農地法及び農地法施行規則の関係部分を 2 枚目以降に添付しております。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 11 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 11 号」については承認することにいたします。 日程 7、議案第 12 号「非農地証明願いに対する証明申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。議案書 46 ページになります。 申請案件は 1 件です。 横手地域局から、申請地は、市立旭小学校から北西へ約 200m先に位置し、昭和 43 年以前から神社の参道となっております。申請地の北側は市道、東側は宅地、南側、西側は原野となっております。申請地は農業用機械の侵入が困難な高台に位置しており、周辺の状況を考慮しますと農地に復元し耕作するには困難と判断されます。 現地調査は、5 月 6 日に堀江一彦委員、高橋尚也委員、佐々木由紀子委員と事務局で行っております。以上です。
議長	事務局からの説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。
	(特になし)
議長	特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 12 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 12 号」については承認することに決定いたします。 日程 8、報告第 3 号「農地の転用事実に関する調査結果について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明します。議案書 49 ページをご覧ください。報告案件は 2 件です。

事務局

1番は、横手地域局からのものです。照会地は、横手市黒川公民館から北西に約760mに位置しております。

土地の状況は、昭和61年頃に照会地の西側に県道が開通し、同時期に南側に地元ホップ生産組合の乾燥調製貯蔵施設が建設されたため、北側の隣家宅地と東側の自己所有宅地に囲まれた形になり、農業用水の取込みが困難となって、農地としての利用を断念し、住宅敷地の一部として使用し現在に至っております。よって、住宅用地として利用されていることから、「宅地」と判断します。

現地調査は、4月21日、高橋尚也委員、佐藤省美委員、日野清和推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、同日付けで記載のとおり報告しております。

2番も、横手地域局管内からのものです。照会地は、横手市境町公民館から北西に約910mに位置しております。

土地状況は、昭和54年頃に照会地を町内会に賃貸し、町内会館が建築され現在に至っております。よって、集会施設用地として利用されていることから、「宅地」と判断します。

現地調査は、5月6日、高橋尚也委員、佐藤省美委員、日野清和推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、5月11日付けで記載のとおり報告しております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第3号」の報告を終わります。以上をもちまして、第3回総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。

(10時38分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和3年5月17日

議 長 飯野 正和 _____

署名委員 佐藤 勇 _____

署名委員 遠藤 タミ子 _____